

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款例

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

下線部分が法人の名称になります。したがって、「NPO 法人〇〇〇」と定めた場合は、「特定非営利活動法人〇〇〇」ではなく「NPO 法人〇〇〇」が名称ということになります。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

その他の事務所を置かない場合は、第2項を削除します。

事務所とは「法人の事業活動の中心である一定の場所」で「法人の代表権（少なくともある範囲の独立の決定権）を有する責任者が所在し、かつ「その場所で継続的に業務が行われる場所」をいいます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

特定非営利活動を行うことを主な目的とした法人であること等を明らかにするため、①受益対象者の範囲、②主な事業、③事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に記載します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)
- ……

促進法第2条関係別表(手引きP2参照)に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載します。

「特定非営利活動の種類」を数多く記載していたとしても、具体的な手段として第5条に「事業」を定めていなければ、その活動を実施することはできません。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 〇〇〇〇〇事業
- ② 〇〇〇〇〇事業
- ……

第5条に記載した範囲でのみ事業を実施することができます。これを逸脱した活動をすると定款違反となり、監督の対象となりますのでご注意ください。

法人が行う具体的な事業の内容を記載します。第4条のどの活動種類とリンクしているのかを見ます。

(2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業
- ……

「その他の事業」を行わない場合は、この第1項第2号の記載は必要ありません。

「その他の事業」は、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない限り、行うことができます。また、「特定非営利活動に係る事業」「その他の事業」という区分は、NPO法に基づく区分であって、法人税法に基づく「収益事業」「非収益事業」という区分とは異なります。

「その他の事業」を行わない場合は、この第2項の記載は必要ありません。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

.....

賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載します。

法第2条第2項第1号イ「社員の資格の得喪に不当な条件を付さない」旨定めています。
目的達成に特殊な専門技術が必要な場合は、その資格をここで定めることは可能。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

入会金や会費は必ず取らなければならないというものではありません。よって、入会金又は会費の設定がない場合は、記載はしません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第23条（社員総会の権能）や第32条（理事会の権能）と矛盾しないよう注意しましょう。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

法第2条第2項第1号イ「社員の資格の得喪に不当な条件を付さない」旨定めていますので、退会が任意に行えることを定めます。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

法第15条で「理事3人以上監事1人以上」が必置となっています。役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできます。

第23条(社員総会の権能)や第32条(理事会の権能)と矛盾しないよう注意しましょう。

職名は、理事長、副理事長以外の名称(代表理事、代表、専務理事等)を使用することもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

法第21条の規定です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

法第19条の規定です。

副理事長が1人の場合、下線部分は記載しません。

第14条において役員を社員総会で選任する旨を明記している場合に限り、この第2項の伸長規定を置くことができます。

2年以内において定款で定める期間とします。

(任期等)

第16条 役員は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

ない。

(欠員補充)

法第 22 条の規定です。

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

法第 2 条第 2 項第 1 号ロの規定です。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く (ことができる)。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 社員総会

(種別)

第 21 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

理事会の権能 (第 32 条) と重複しないように注意しましょう。

(権能)

第 23 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

「定款の変更」「解散」「合併」を理事会の議決事項とすることはできません。(法第 25 条第 1 項、第 31 条第 1 号、第 34 条第 1 項)

定款で理事会に委任しているもの以外はすべて社員総会の議決事項となります。
法第 14 条の 5 で「定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の欠に決議によって行う」と定められています。

(開催)

第 24 条 通常社員総会は、毎事業年度〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

法第 14 条の 3 第 2 項 (総社員の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能です。)

(2) 正会員総数の〇分の〇 (法の原則「5 分の 1」) 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 社員総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

法第 14 条の 4「少なくとも 5 日前に」と規定があるため、5 日以上の日数であれば、問題ありません。

(議長)

第 26 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上の出席が必要となります。

(定足数)

第 27 条 社員総会は、正会員総数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 社員総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

法第 14 条の 6 に規定。あらかじめ通知していない事項も議決できるようにするためには、第 1 項に「ただし、議事が緊急を要する場合は、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができる」などと加えて規定します。

2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

H24 法改正によって、みなし社員総会の決議ができるようになりました。(法第 19 条の 9) みなし社員総会による決議については、正会員全員の同意が必要です。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

法第 14 条の 7 第 1 項で「各社員の表決権は平等とする」と定められています。

書面による表決に代えて又は加えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできます。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

署名、押印の他に、「記名・押印」や「署名押印又は記名押印」としても構いません。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 28 条第 3 項のみなし総会を行った場合の議事録の作成についての定めです。（促進法施行条例施行規則第 5 条で定められています。）

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

社員総会の権能（第 23 条）と重複しないように注意しましょう。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理

事を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の○日前までに通知しなければならない。

「書面又は電子メール」
の規定もできます。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

署名、押印の他に、「記名・押印」や「署名
押印又は記名押印」としても構いません。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

その他の事業の定めがない場合、記載を省略することができます。また、「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産（の 1 種）とする。」と記載することもできます。

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

法第 27 条で「正規の簿記の原則」「真実性・明瞭性」「継続性」が定められています。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

その他の事業の定めがない場合、記載を省略することができます。また、「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。」と記載することもできます。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

法第 27 条第 1 号「収入および支出は予算に基づき行う」規定が削除されているため、予算管理を行うかどうかは法人の自由です。予算管理を行わない法人は予算関係条項 44～46 条を設けないこともできます。ただし、予算管理を行わない法人でも設立時や事業に係る定款変更の際には予算書の提出が必要です。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会（理事会権能に事業計画や予算があれば、ここは「理事会」）の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 23 条（社員総会の権能）や第 32 条（理事会の権能）と矛盾しないよう注意しましょう。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

事業年度の開始日や終了日については、自由に決めることができます。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第 23 条（社員総会の権能）や第 32 条（理事会の権能）と矛盾しないよう注意しましょう。

第8章 定款の変更、解散及び合併

特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上の出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要になります。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

解散の決議は、必ず社員総会の議決となります。（理事会に委任できません。）

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) （上記以外に解散事由を定めることもできます）

……

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の○分の○以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

特別の定めがない限り、正会員総数の4分の3以上の承諾が必要となります。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[①]に譲渡するものとする。

①の記載は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定します。しかし、帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることになります。また、法人の解散総会等で帰属先を決定する場合は、①の部分に「解散総会の議決により選定した者」と記載します。

特別の定めがない限り、合併の際には、正会員総数の4分の3以上の議決が必要になります。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の○分の○以上の議決を

経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

官報以外でもホームページ等も規定することができますが、解散時の公告は必ず官報で行う必要があります。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

債権者がいないと思われる場合やすべての債権者を把握していると思われる場合であっても、官報公告を省略することはできません。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 理事長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 副理事長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 理事 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | | |
| 監事 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | | |

法第11条第2項に「設立当初の役員は定款で定めなければならない」と規定されています。第13条に定める役員定数や役職数と矛盾しないよう注意しましょう。また、役員名簿と相違ないか確認しましょう。※定款変更によって削除することはできません。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

2年を超えて定めることはできません。社員総会で役員選任を行う場合は、社員総会の開催時期を考慮し、役員任期の末日を事業年度の末日の2~3カ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたす恐れが少なくなります。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 ○○○円
- 正会員会費 ○○○円 (1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 ○○○円
- 賛助会員会費 ○○○円 (1年間分)

入会金・年会費ともに会員の種別毎及び個人会員・団体会員別にわかるように記載します。(入会金・会費の設定がない場合は、記載しません。)

法人運営は、本来定款の各条文の規定に従って決定していく必要がありますが、「附則」は法人成立までに決定しておかなければならない事項などを規定するものです。このため、附則に記載した事項を変更(更新)する必要はありませんが、法人設立後に定款変更などを行った場合の記録については、附則の追加として記載することになります。